

公民館情報コーナー

麻生公民館ギャラリーのご案内 「なめがた写真研究会」(行方市文化協会)

すてきな写真展を開催しています。
この機会に、ぜひ、ご覧になってください。

開催期間 6月5日(火)～6月30日(土)
開館時間 午前9時～午後5時
※月曜日は休館です。



【問い合わせ】麻生公民館 ☎ 0299-72-1573

「行方市文化財」巡り旅 64

うちじゅくじしゅうじけいだい 内宿自性寺境内 のカヤ

市指定有形文化財(天然記念物)
指定年月日:昭和48年3月1日
所在地:内宿1634



県道184号(島並鉾田線)両宿トンネルの東側に位置する臨済宗本源山自性寺の本堂前の境内に、天然記念物の大木「カヤ」があります。

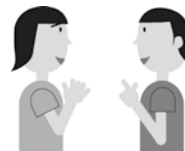
この大木は、樹齢約400年、樹高約15m、幹囲約4m、枝張り約23m(指定日の記録)の本カヤで、昭和48年に市指定文化財となりました。

カヤは、山野に自生するイチイ科の常緑高木で、雌雄異株、葉は平たい線状で堅く、先がとがっています。種子は食用や薬用になり、材は堅く、建築・碁盤などに使用されます。この本カヤには、着生植物のカラヤン、ヨウラクラン、シノブ等が着生し、中でもヨウラクランは非常に珍しいといわれています。自性寺境内は、昭和52年2月3日付で、自然環境保全地域として県から指定を受けています。

境内の入り口近くの林には、幕末の動乱に巻き込まれた若者たちの墓(勤王七士之墓)があり、倒幕の動きに加わったとして無実の罪で処刑された、22歳から35歳の7名の亡きながら埋葬されています。

【問い合わせ】生涯学習課文化振興グループ ☎ 0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター!



「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」 のはがきにご注意ください!!

「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」の名称等で、自宅に不審なはがきが送られてきたという相談が、市内で多く寄せられています。はがきに記載された連絡先に電話をかけると、個人情報を知られたり、金銭を要求されたりする可能性があります。はがきには「総合消費料金が未納となっており、契約会社や運営会社によって民事訴訟の訴状が提出され、取り下げ期日までにご連絡がない場合には、給与、動産、不動産の差押えを強制的に行う」と書かれており、電話番号が記載されています。「法務省」や「裁判」という言葉で消費者を不安にさせ、電話をかけさせる手口です。

裁判所からの正式な文書は、封書が届きます。はがきで届くことはありません。法務省でも、ホームページでこれらの団体とは一切関係がないと注意喚起しています。

架空請求などの相談は、携帯電話やスマートフォンにSMS(ショートメッセージサービス)でメールが来たという事例が多いのですが、最近では、このようなはがきが送られてくるケースも目立っていますので、十分にご注意ください。身に覚えのない請求に応じる必要はありませんので、無視してください。対処方法がわからないときや不安なときは、行方市消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を! —

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎ 0291-34-6446